

1. 歴史的高裁判決

- (1) 本年3月、各高等裁判所・高等裁判所支部は、衆院選挙裁判につき、
 - ①2個の「違憲・無効判決」、
 - ②12個の「違憲・違法判決」(「事情判決」ともいう)、
 - ③2個の「違憲状態判決」
 を下した。
- (2) ①広島高裁岡山支部(片野悟好裁判長)、②名古屋高裁金沢支部(市川正巳裁判長)及び③福岡高裁(西謙二裁判長)は、『憲法上、人口比例選挙が原則』と明言する歴史的判決を下した。
- (3) 広島高裁(笹津順子裁判長)は、憲法14条(「法の下の平等」)に触れることなく、憲法が、國民主権を宣言した上で、三権分立制度を採用し、最高裁判所に違憲審査権を付与していることに照らすと、国会の広範な裁量権は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を是正し、民主的政治過程のゆがみを是正するという極めて高度の必要性から、制約を受ける。(強調引用者)
- (4) ①広島高裁岡山支部判決(片野悟好裁判長)、②名古屋高裁金沢支部判決(市川正巳裁判長)、③福岡高裁判決(西謙二裁判長)、

- ④広島高裁判決(笹津順子裁判長)、
⑤高松高裁判決(小野洋一裁判長)、
⑥札幌高裁判決(橋本昌純裁判長)、
⑦名古屋高裁判決(加藤幸雄裁判長)

は、「0増5減」(選挙制度改革案)は、憲法の投票価値の平等の要求に反する旨の判決を下した。

2. 「事情判決」は、憲法98条1項の「明文違反」!

- (1) 「違憲・違法判決」とは、選挙は「違憲」であると判断したうえで、「事情判決の法理」を適用して、選挙を「無効」としないで、「違法」と宣言するに止める判決である。
- (2) ところで、『事情判決の法理』(昭和60年最高裁大法廷判決)とは、『選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時にせよ憲法の予定しない事態が現出することによつてもたらされる不都合、その他諸般の事情を総合考察し、(強調引用者)選挙を無効とする結果の不都合を回避する
- (3) そうであれば、全選挙区で提訴すれば、全選挙区選挙が違憲の場合は、全選挙区選出議員が資格を失うので、従来の

『事情判決の法理』は、適用不可能となる。よって、従来の『事情判決の法理』の適用を免れるために、有権者有志は、2013年7月と2016年7月の各全47個の参院選挙区選挙、次回(遅くとも2016年12月)の全300個の衆院小選挙区選挙で、それぞれ提訴する。

- (4) 本年7月の参院選の73人の当選議員が選挙無効により資格を失っても、①残余の73人の全選挙区選出参議院議員と②96人の全国比例代表の参議院議員が存在するので、参院決議の定定数(81人)、定員(242人)の1/3を満たす。よって、これらの169人(=73+96)の参議院議員が、立法できる。即ち、73人の議員が、違憲・無効判決によって資格を失っても、参院の立法は、何らの不都合も生じない。

- (5) 「事情判決」の2つの欠点
『事情判決の法理』には、2つの欠点がある。

第1の欠点:

一方で、提訴済選挙区選挙のみを無効にすると、その選挙区からの議員ゼロのまま、選挙法改正の立法が行われるという『憲法の予定しない不都合』が生じるが、

他方で、同選挙を無効にしないと、違憲議員(いわば、レッドカードを出された違憲議員。即ち、立法権行使の無資格者)が、日々、立法権の行使に関与し続けるという、究極の「憲法が予定しない不都合」(即ち、憲法秩序の根本的破壊)という、上記の『提訴済選挙区選挙の違憲無効によって生ずる不都合』の1京倍(10,000,000,000,000,000倍)の不都合が生じる。

したがって、『事情判決の法理』の適用は、不合理である。

第2の欠点:

憲法98条1項は、「(憲法)の条規に反する……國務に関するその他の行為……は、その効力を有しない」と定める。選挙は、この「國務に関するその他の行為」に該当する。よって、憲法違反の「國務に関するその他の行為」(即ち、憲法違反の選挙)は、憲法98条1項により、「その効力を有しない」。『事情判決の法理』の国政選挙への適用は、ストレートに憲法98条1項の明文に違反する。

意見広告

権の行使に合理性があることの『立証責任』を負う旨明言していない。

他方で、米国連邦最高裁は、①投票価値の平等は、絶対ではない。②選挙区割りが、投票価値の平等から乖離している場合は、選挙管理委員会が、「その乖離が合理的なものであること」の『立証責任』を負う旨明言している。

(3) 即ち、日本の最高裁判決も、米国連邦最高裁判決も、『投票権の価値の平等が絶対ではない』とする点では、既に、一致しているのである。

(4) 両者の違いは、一方で、日本の最高裁判決が、『投票価値の平等からの乖離を生む立法裁量権の行使が合理的であること』の『立証責任』は、選挙管理委員会にある旨明言していないが、

他方で、米国連邦最高裁判決は、投票価値の平等からの乖離を生む立法裁量権の行使が合理的であることの『立証責任』は、選挙管理委員会にある旨明言しているという、唯一点である。

(5) ところが、①福岡高裁(西謙二裁判長)、②東京高裁(難波孝一裁判長)は、2013年3月に、『立法裁量権の行使に合理性があること』の『立証責任』は、国にある旨明言する歴史的判決を下した。即ち、これらの高裁判決は、『立証責任』の分配の論点で、1983年米国連邦最高裁判決と既に同一である。

4. 人口比例選挙とは?

「人口比例選挙」

[ペンシルバニア州での、米国連邦下院選・選挙区割り]: 最大人口の選挙区と最小人口の選挙区との「人口差」は、1人
(=64万6372人(最大人口) - 64万6371人(最小人口))。注1
(注1): 195F. Supp. 2d 672 (M.D. Pa2002)。

非「人口比例選挙」

①【現行法の「4増4減」の選挙区割り(参院): 最大有権者数の選挙区と最小有権者数の選挙区の「有権者数の差」は、90万3451人
(=114万3913人(議員一人当たり、最大有権者数。北海道) - 24万0462人(同最小有権者数。鳥取県))。注2
(注2): 総務省資料(平成24年)より。

③米国のStateの正確な和訳は国である
アメリカ合衆国(the United States of America)は、50個の国(State)から成る連邦(Federal)である。Stateは、「州」と和訳されているが、その正確な和訳は、「国」である。なぜなら、各Stateは、各Stateごとに、①憲法、民法、商法、刑法等々の法体系
②最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所

90万3451人

②【現行法の衆院小選挙区割り】: 29万1016人
「有権者数の差」は、

③【「0増5減」の選挙区割り(衆院)】(自民党案): 29万0574人
「人口差」は、

④【「21増21減」の選挙区割り(衆院)】: 18万8249人
「有権者数の差」は、

(1) ①米国・ペンシルバニア州(State。人口1280万人強)での連邦下院選の19個の選挙区間の「人口差」(1人)と
②日本の各衆院選小選挙区間の「人口差」(29万0574人)は、「天文學的大差」である。

(2) 人口比例選挙は、よそのState(国)でやっている。日本で、やれない訳がない。

③課税権、④軍隊(陸軍、空軍)
⑤警察権をもっているからである。日本は、単一の国であって、連邦ではない。都道府県は、国ではなく、国の中の行政区画でしかない。したがって、日本の国政選挙の投票価値の平等の有無・程度の比較の対象は、米国連邦下院選での、各State(即ち、国)の中の投票価値の平等のそれである。

あなたの選挙権が、何票の価値かチェックしてみましょう。

<http://www.ippyo.org/>

お問い合わせ ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221 〒150-0031 東京都

渋谷区桜丘町17-6

連絡先

渋谷区桜丘町17-6

1人1票

検索

